

## 教育委員会 3 月定例会 議事録

**会議名** 教育委員会 3 月定例会  
**開催日** 令和 6 年 3 月 26 日（火）午前 10 時 30 分～午前 11 時 38 分  
**開催場所** 議会棟 4 階 第 1 委員会室  
**出席者** 高須教育長、秋元教育長職務代理者、中川委員、中澤委員、有山委員  
**事務局等出席者**

藏守教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、下北教育監、中村社会教育部長、青木社会教育部部長、三宅社会教育部部長兼文化スポーツ室長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、山口学校教育部次長兼施設給食課長、山本社会教育部次長兼社会教育課長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、村井施設給食課長、大坪施設給食課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、岡元青少年課長、竹山教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、岡本（教育政策総務課担当）

### ○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 3 月定例会を始めさせていただきます。  
本日の署名人は中川委員にお願いいたします。  
本日の案件は、報告事項が 5 件、議決事項が 9 件でございます。  
それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
はい、赤堀次長。

### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。  
教育委員会定例会の議案書、別冊資料の 2 点でございます。  
なお、教育長及び委員の皆様には、報告第 1 号に関する資料も配付しておりますが、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りください。  
以上でございます。

### ○高須教育長

説明は終わりました。  
それでは、議案書 1 ページ「2 月・3 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。  
事務局から報告事項はございませんか。  
はい、赤堀次長。

### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

2月19日に神田小学校へ学校訪問を行いました。次に、令和6年3月市議会定例会につきましましては、2月27日に文教生活常任委員会、28日に予算決算常任委員会、3月6日と7日に代表質問、3月12日と14日に文教生活常任委員会、3月22日に予算決算常任委員会が行われました。そして本日、3月26日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましましては、2月2日から3月10日までに継続の後援が13件ございました。1件目は一般社団法人日本こどもスポーツ協会による「足が速くなる教室」、2件目はこども夢の商店街実行委員会による「こども夢の商店街」、3件目は一般社団法人寝屋川青年会議所による「第39回わんぱく相撲寝屋川春場所」、4件目は北河内学校保健研究協議会による「北河内学校保健研究大会」、5件目は寝屋川市民管弦楽団による「第19回定期演奏会」、6件目は寝屋川囲碁将棋連盟による「第14回寝屋川市小中学校囲碁将棋大会」、7件目は寝屋川市テニス協会による「第4回寝屋川市春季テニス大会 シングルス部」、8件目は寝屋川市陶芸協会による「第37回寝屋川市陶芸協会展」、9件目は生活協同組合おおさかパルコープによる「ピースリレー2024」、10件目は大東楽器株式会社による「第37回ピアノフェスティバル」、11件目は大阪府少年軟式野球連盟寝屋川支部による「第49回 教育長杯大会」、12件目は寝屋川市茶道協会による「寝屋川市茶道協会70周年記念茶会・茶筌供養」、13件目は寝屋川囲碁将棋街づくりの会による「第6回寝屋川囲碁将棋フェスティバル」でございます。

以上でございます。

### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

### ○古田教育指導課長

3月の一般事務報告をさせていただきます。

3月13日は中学校、15日は小学校の卒業証書授与式が行われました。

各校とも、教職員と児童・生徒が一体となった感動的な式であったとの報告を受けております。なお、国旗掲揚、国歌斉唱につきましましては、全ての学校で遺漏なく実施できております。

以上でございます。

### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、坂本課長。

**○坂本学務課長**

2月・3月の一般事務報告をいたします。

3月19日に、市立幼稚園におきまして保育証書授与式が行われました。各園とも保育証書を受け取った園児が、大きくなったら何になりたいかという将来の夢について元気な声で発表するなど、温かい式であったと報告を受けております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、岡元課長。

**○岡元青少年課長**

2月の一般事務報告をいたします。

2月10日にねやがわ子どもフォーラム、2月17日に寝屋川市PTA大会がアルカスホールにて開催されました。いずれも講演となっております、御参加いただいた皆様からはいい講演だったという御感想をいただいております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に3ページ「3月・4月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございますか。

はい、赤堀次長。

**○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長**

3月・4月の行事計画を御説明いたします。

4月24日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を予定しております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問ございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

**○古田教育指導課長**

4月の行事計画を御説明いたします。

4月2日に令和6年度校園長会を開催いたします。また、4月4日には小学校、4月5日には中学校の入学式が行われます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、坂本課長。

#### ○坂本学務課長

3月・4月の行事計画を御説明いたします。

4月8日に、市立幼稚園におきまして入園式が行われます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「3月・4月教育委員会行事計画書」については、予定どおりよろしく願いいたします。

次に、4ページでございます。

報告第1号「職員の懲戒処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第1号「職員の懲戒処分につきまして」、寢屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

本職員は6ページに記載のとおり、令和3年度にも周囲への迷惑行為により懲戒処分を受けているにもかかわらず、他人の所有物を破損し逮捕されるに至り、市民との信頼関係を損ない、公務に対する信用を著しく失墜させたことから、停職3か月の処分を発令したものでございます。

二度とこのような事態を招くことがないように、服務規律の順守について所属職員への周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第1号「職員の懲戒処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に7ページでございます。

報告第2号「市長からの意見聴取について（令和6年2月14日付け）」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第2号「市長からの意見聴取について」、寢屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めます。

8ページ、「令和5年度寢屋川市一般会計補正予算（第11号）（教育委員会関係分）」につきましては、新たに生じた経費の追加補正及び令和5年度の地方創生臨時交付金に係る追加交付限度額が示されたことに伴う財源更正を行っております。なお、歳出各目での財源更正の説明は省略させていただきます。

まず歳入、款：国庫支出金、項：国庫補助金、目：総務費国庫補助金、補正額4億6,772万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加補正、25億3,913万円につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加補正でございます。

次に、款：繰入金、項：基金繰入金、目：公共公益施設整備基金繰入金、減額補正3,530万2,000円につきましては、公共公益施設整備繰入金の減額補正でございます。

次に、目：財政調整基金繰入金、減額補正29億8,689万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金との財源更正に伴う減額補正でございます。

款：市債、項：市債、目：教育債、減額補正1億1,750万円につきましては、第一中学校プール改修工事に係る中学校債の減額補正、1億1,470万円につきましては、小中一貫校施設整備に係る旧校舎棟解体等工事、当該工事監理等業務委託料に係る小中一貫校債の減額補正でございます。

続きまして9ページ、歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額772万1,000円につきましては、教育委員会事務局内利用のための新聞記事のクリッピング利用料でございます。

目：学校建設費、減額補正1億2,754万1,000円につきましては、契約額並びに年割額が決定したことに伴う、小中一貫校施設整備に係る旧校舎棟解体等工事の減額補正1億2,204万1,000円と、当該工事監理等業務委託料の減額補正550万円を合わせたものでございます。

項：中学校費、目：学校管理費、減額補正1億3,064万円につきましては、契約額及び年割額が決定したことに伴う、第一中学校プール改修工事の減額補正でございます。

10ページ、継続費補正、「小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う旧校舎棟解

体等工事」につきましては、契約額及び年割額が決定したことから、総額を8億5,429万3,000円から8億4,454万7,000円に、令和5年度の年割額を1億2,204万1,000円から0円に、令和6年度の年割額を7億3,225万2,000円から8億4,454万7,000円にそれぞれ変更するものでございます。

次に、「小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う旧校舎棟解体等工事監理等業務委託」につきましても同様に、総額を3,850万円から3,762万円に、令和5年度の年割額を550万円から0円に、令和6年度の年割額を3,300万円から3,762万円にそれぞれ変更するものでございます。

次に、「第一中学校プール改修工事」につきましても同様に、総額を2億3,041万2,000円から1億8,321万5,000円に、令和5年度の年割額を1億7,920万9,000円から4,856万9,000円に、令和6年度の年割額を5,120万3,000円から1億3,464万6,000円にそれぞれ変更するものでございます。

続きまして11ページ、製造請負契約の締結につきまして、契約の目的は寝屋川市学校給食センターにおける第一中学校外6校及び楠根小学校外1校への学校給食の調理及び提供でございます。契約方法は随意契約、契約金額は7億293万5,200円、契約期間は議決に係る通知の到達日から令和10年3月31日まで、契約の相手方は株式会社東洋食品で、所在地及び代表取締役は記載のとおりでございます。

続きまして12ページ、製造請負契約の変更につきまして、「中学校給食に係る副食調理等業務（第一中学校外6校）」の請負契約について、小中一貫校の開校に伴い、対象校を第四中学校から望が丘中学校に変更するものでございます。

続きまして13ページ、「寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定」につきまして、14ページを御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、学校における体育に関することを除くスポーツ及び文化に関する事務は、市長が管理し及び執行することとするものでございます。附則といたしまして、第1項は施行期日を令和6年4月1日とするもので、第2項は経過措置、第3項から第13項は関係条例の整備でございます。第3項は、市民活動部において分掌する事務に「スポーツに関すること」及び「文化に関すること」を追加し、第4項は職員の定数に関し、教育委員会の事務部局の職員を10名減員し、市長事務部局の職員を10名増員するものでございます。

第5項から第12項は、「寝屋川市野外活動センター条例」等を一部改正し、「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改めるなど、所要の規定の整備を行います。17ページの第13項は「寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会」及び「寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会」を、市長の附属機関とするものでございます。

続きまして55ページ、令和6年度寝屋川市一般会計予算につきましては、令和6年度の教育費の状況としまして、1当初予算（案）における「教育費」は、一般会計

990億9,000万円のうち、130億8,576万5,000円を計上しており、構成比は13.2%、対前年度比100%でございます。2教育費の「性質別構成」内訳、3教育費の項別内訳につきましては、記載のとおりでございます。

57ページから96ページまで「教育費事項別明細書」等を添付しておりますが、概要につきましては、56ページの「令和6年度当初予算（案）主要事業概要（教育委員会関係）」に沿って説明いたします。

事業名欄にあります「◎」は新規事業、「○」は拡充事業、「・」は継続事業を示しておりますが、新規事業及び拡充事業について説明いたします。

1 エージェンシー型教育 A c t 1 プラン、1 億1,683万円5,000円は、0 歳から15歳までの15年一貫教育・保育の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づく事業を実施するものでございます。

3 留守家庭児童会の開所及び体制整備、6 億3,521万2,000円は、保護者が就労等により自宅にいない子育て世帯のため、留守家庭児童会を開所し、児童の健全な育成を図るものでございます。

10 部活動指導員派遣事業及び部活動コーディネーター配置事業、1,584万円は、中学校に部活動指導員を派遣する種目別拠点校を拡充し、教員の働き方改革を進め、生徒の部活動選択の幅を広げるとともに、部活動コーディネーターの配置による部活動の段階的な地域移行を推進するものでございます。

11 中学生サミット、104万9,000円は、生徒主体で校則・制服について議論し、生徒が学生生活をより良いものにしようとする意識の醸成を図るものでございます。

17 学校トイレリメイク緊急3 年事業、7 億5,155万7,000円は、児童・生徒が快適に学べる教育環境の充実を図るため、小中学校の校舎棟トイレの洋式化改修工事を実施するものでございます。

18 小学校屋内運動場への空調機の設置、1 億6,441万5,000円は、災害時に市民が安心して避難できる環境を提供するため、小学校の屋内運動場に災害によるエネルギー遮断に対応した空調機を設置するものでございます。

21 小学校給食費標準化支援事業、6,651万4,000円は、小学校給食費を改定するに当たり、市から支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

25 通学路安全対策、3,738万3,000円は、子どもの登下校時の安全・安心の確保を図るため、通学路における横断防止柵の設置及び路側帯等のカラー舗装の施工、通学路に設置した防犯カメラを運用するものでございます。

27 登校支援教室の運営及び移設、666万6,000円は、設置場所を総合教育研修センターから中央幼稚園へ移設することで利便性の向上を図るものでございます。

35 国指定史跡高宮廃寺跡活用事業、5,173万9,000円は、高宮廃寺跡を適切に保存・活用するため、整備工事を行うものでございます。

36 国登録有形文化財（建造物）の公開活用事業、22万3,000円は、「八木家住宅」など歴史的価値のある国登録有形文化財を P R する取組を行うことで、貴重な文化資

源を市民に周知するものでございます。

40（仮称）こども専用図書館整備事業、2,927万6,000円は、寝屋川市駅前図書館を子育て支援機能を付加した（仮称）こども専用図書館として整備するものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、中澤委員。

**○中澤委員**

文化スポーツ室が市長部局に移管されるということですが、運営の仕方については今までどおりということよろしいですか。

**○高須教育長**

はい、赤堀次長。

**○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長**

地域づくりの一元化ということで、現在、市民活動部で行っております様々な地域活動と文化スポーツ室で行っております文化スポーツ活動はいずれも各種団体の方の力をお借りしまして運営しております。組織上、一元化ということで市長部局には移管されることとなりますが、文化スポーツの発展につきましては、引き続き教育委員会と市長部局が連携して取り組んでいきたいと考えており、運営について、何ら変わるところはございません。

以上でございます。

**○中澤委員**

ありがとうございます。

**○高須教育長**

ほかにご質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第2号「市長からの意見聴取について（令和6年2月14日付け）」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、97ページでございます。

報告第3号「市長からの意見聴取について（令和6年2月16日付け）」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

**○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました、報告第3号「市長からの意見聴取について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

98ページの工事請負契約の変更につきましては、「第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事」の請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。現在、令和6年能登半島地震の被災地の復旧・復興に向けた電線ケーブルの供給が最優先されている中、電線ケーブルの入手が極めて困難となっている状況を踏まえ、本件外構工事から電線ケーブルの敷設を除くことに伴い、契約金額を減額する必要が生じたため、契約金額について342万9,800円を減額し、1億5,380万900円に変更するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第3号「市長からの意見聴取について（令和6年2月16日付け）」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、99ページでございます。

報告第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例の制定に関する意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例の制定に関する意見聴取について」、寝屋川市議会議長から意見聴取のあった地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例の制定について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

次ページから141ページまでのとおり、内容につきましては、報告第2号「市長からの意見聴取について」における、「寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定」と同様でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例の制定に関する意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、142ページでございます。

報告第5号「懲戒処分に関する内申について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、大阪府教育委員会内申に伴う人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思えます。

非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

各委員より御同意いただきましたので、本案は寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(入室)

#### ○高須教育長

それでは、報告第5号「懲戒処分に関する内申について」を報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。143ページでございます。

議案第7号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則の一部を改正する等の規則について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第7号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則の一部を改正する等の規則につきまして」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定による機構改革の実施に伴い、関係規則の改正等を行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容につきまして御説明いたします。

154ページの新旧対照表を御覧ください。

1 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則につきましては、第2条において教育委員会事務局における部及び室の廃止と併せて、社会教育課と青少年課を統合し「社会教育推進課」を設置するとともに、文化スポーツ室を削除いたします。また、職の設置について所要の改正を行い、機構改革後の分掌事務を156ページの第5条の表のとおりとするものでございます。

次に159ページ、2 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則につきましては、市民ギャラリーに関する事務を市長部局に移管するため、第5条から第13条を削るものでございます。

162ページ、3 寝屋川市教育委員会公印規則から、171ページの24寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則につきましては、いずれも部及び室の廃止等に伴う文言整理でございます。

また、機構改革に伴い市長部局に移管する文化スポーツ室所管の寝屋川市スポーツ推進委員に関する規則、外7規則を廃止するものでございます。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則の一部を改正する等の規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、172ページでございます。

議案第8号「寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第8号「寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程につきまして」、今般の機構改革の実施に伴い、関係規程の一部改正を行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

175ページの新旧対照表を御覧ください。

1 寝屋川市教育委員会事務決裁規程につきましては、部及び室の廃止に伴う文言整理でございます。

次に、178ページ、2 寝屋川市教育委員会文書取扱規程につきましては、機構改革に伴い、文書記号を改正するものでございまして、この規程は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第8号「寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、179ページでございます。

議案第9号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第9号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則等の一部を改正する規則につきまして」、今般の機構改革の実施に伴い、関係規則の改正等を行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

181ページの新旧対照表を御覧ください。

両規則とも、部の廃止等に伴う文言整理を行うもので、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第9号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則等の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、182ページでございます。

議案第10号「市長の権限に属する事務の補助執行について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第10号「市長の権限に属する事務の補助執行について」、市長から協議のあった市長の権限に属する事務の補助執行について回答するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、今般の機構改革の実施に伴い、市長部局へ移管する市民ギャラリーに関する事務の一部を中央図書館の職員が補助執行することについて、協議を行い回答するためでございます。

次ページのとおり、中央図書館を担当する部長及び次長並びに館長、その他職員が補助執行するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第10号「市長の権限に属する事務の補助執行について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、184ページでございます。

議案第11号「公文書部分開示決定に係る審査請求についての裁決について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第11号「公文書部分開示決定に係る審査請求についての裁決につきまして」、公文書部分開示決定に対し、審査請求人が令和3年11月4日に提起した審査請求について、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づき裁決するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次ページでございます。

事案の概要として、令和3年8月2日に請求人から公文書開示請求があり、8月5日に部分開示決定を行いましたところ、11月4日に請求人から当該部分開示決定に対する審査請求がありました。

これまで、審査請求人から反論書、再反論書の提出を受け、口頭意見陳述を実施した後、令和5年6月5日に寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したところ、

令和6年2月15日に本件審査請求を棄却すべきである旨の答申がありましたので、審査請求人に裁決について通知するものでございます。

主張の要旨、検討内容につきましては、186ページから194ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第11号「公文書部分開示決定に係る審査請求についての裁決について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、196ページでございます。

議案第12号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の改訂について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

**○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました、議案第12号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の改訂につきまして」、「こども未来戦略方針」において、地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられたことに伴い、本市における目標値を変更するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

別冊資料の7ページを御覧ください。

数値目標として、令和7年度までに1週間以上の育児休業を取得する男性職員の割合を、現在の30%以上から85%以上に変更するものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

特定事業主という概念を教えてくださいませんか。

はい、赤堀次長。

**○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長**

一般事業主と特定事業主がありまして、一般事業主はいわゆる民間企業でございまして、特定事業主は国や地方公共団体を指すものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

はい、分かりました。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第12号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の改訂について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、197ページでございます。

議案第13号「令和6年度学校園に対する指示事項について」を議題といたします。

はい、古田課長。

#### ○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、議案第13号「令和6年度学校園に対する指示事項について」、令和6年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るためでございます。

内容につきましては、次年度の授業等を踏まえ、今年度の内容から追加した箇所について波線で表記しております。

主な変更箇所について御説明をさせていただきます。全部で5点でございます。

まず、205ページ、クラブ・部活動の活性化についてです。「学校部活動の指導等について、教職員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと」を追記しました。

次に、207ページ、小中一貫教育の推進についてです。「教育課程を編成する際には、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること。その際、児童・生徒の負担を踏まえるとともに、学校における働き方改革に配慮すること」を追記しました。

次に、208ページ、英語教育の充実についてです。「話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図ること」を追記しました。

次に、215ページ、働き方改革についてです。「時間外勤務の上限である「月45時間以内」を厳守すること」を追記しました。

次に、218ページ、幼稚園教育についてです。「「考える力」を育む「寝屋川教育」の基礎が形成されるよう、「寝屋川市就学前教育・保育プログラム」に基づく対話を重視した教育活動により、子どもたち一人一人がエージェンシーを発揮できるように努めること」を追記しました。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、中川委員。

**○中川委員**

働き方改革の点でオンラインの利活用、コールセンター等を使って先生方の負担を削減するというところで、例えば保護者面談があると思いますが、そういったところでもZoom等のオンラインを使って面談をするのも一つの方法だと思います。アメリカで子どもを小学校に通わせていたときは、学校の先生は学校にいらっしゃってオンラインで生徒さんと保護者が10分程度で面談をしていくということもありましたので、そうすると保護者は職場から10分だけ面談に出るということも可能になります。また、親も一人ではなく二人で参加するということが可能になりますので、是非物理的な拘束もないような形で進めていかれると更に良くなるのではないかと思います。

**○高須教育長**

はい、坂本課長。

**○坂本学務課長**

保護者の利便性の向上も含めた貴重な御提案、ありがとうございます。オンライン面談をすることにつきましては、児童・生徒に配付をしておりますタブレットなどを活用することにより、可能な環境にはあるとは考えておりますが、そのオンライン面談によるメリットやデメリットなども含め改めて整理いたしまして、校長会とも連携し、働き方改革の取組の一つとして検討を進めてまいりたいと思います。

**○高須教育長**

オンラインでやるとなると、当然家庭にもシステムがないといけないと思いますし、子どもが持っているタブレットは学校へ持って行くものであり、保護者がいつでも使えるという状況にはありません。全部がそろった段階でないと、全員が足並みを揃えて実施していかないといけないという縛りも出てくると思います。また、オンラインで面談するとなると、教員も面談する時間をどこで取るのかということも考えていかないと、逆に働き方改革に反するようなことも起こり得る可能性もあります。ですが、オンラインでの面談は、今後、必要になってくると思いますので、その整理を教育委員会として検討していく必要があると思います。

はい、坂本課長。

**○坂本学務課長**

この件につきましては、学務課に限らず、学校運営に関することですので、校長会や関係課とも連携しながらしっかりと整理を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○高須教育長**

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第13号「令和6年度学校園に対する指示事項について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、219ページでございます。

議案第14号「寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、村瀬課長。

#### ○村瀬総合教育研修センター課長

ただ今御上程いただきました、議案第14号「寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の一部を改正する」ため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、現在、総合教育研修センター内にあります教育支援センターの機能を、その利便性を高め、不登校児童・生徒等が利用しやすくするために、令和6年4月から中央幼稚園に移設することに伴い、規則の一部改正を行うものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容について御説明いたします。221ページの新旧対照表を御覧ください。

主な改正内容については2点でございます。1点目は、第4条に「教育支援センター」に関する内容を追加し、「センターの附属施設として教育支援センターを置く」としております。また、2項には「条例第3条第2号に規定する事業については、前項の教育支援センターにおいて行うものとする」としており、センター条例に記載の不登校児童・生徒に関する教育相談事業や登校支援教室事業について、教育支援センターにおいて行うものでございます。

第5条、第6条につきましては、第4条を追加したことに伴い、1条ずつ繰り下げたものでございます。

2点目は附則といたしまして、「教育支援センターの位置」に関する内容を追加し、3項として「第4条第1項の教育支援センターの位置は、当分の間、大阪府寝屋川市初町19番1号とする」としております。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第14号「寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則に

ついて」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、223ページでございます。

議案第15号「令和6・7年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申について」を議題といたします。

はい、岡元課長。

**○岡元青少年課長**

ただ今御上程いただきました、議案第15号「寝屋川市青少年指導員の市長への内申につきまして」、寝屋川市青少年指導員要綱実施要領第2条第1号の規定に基づき、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議から推薦がありました寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市青少年指導員の任期満了に伴い、新指導員を内申するためでございます。

224ページを御覧ください。

令和6年2月の教育委員会定例会におきまして、既に111名の内申について議決をいただいておりますが、今般、記載のとおり、8名の方を追加で内申するものでございます。

以上でございます、

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第15号「令和6・7年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いします。

はい、坂本課長。

**○坂本学務課長**

市立小中学校におけます教職員の働き方改革の取組について御報告させていただきます。

全国的にも教職員の長時間勤務が課題となっております中、本市におきましても、

教職員の健康と命を守り、より一層充実して働き続けられる環境づくりを進めるため、このたび校長会とも連携いたしまして、新たな取組として寝屋川方式の教職員の働き方改革バージョン1を作成いたしまして、4月より全面実施してまいります。

主な取組内容は大きく3点ございます。1点目は意識改革でございます。時間外勤務45時間以内の厳守や学校長によるマネジメント、学校の最終退勤時間の設定等に取り組んでまいります。2点目は業務の効率化・削減でございます。中学校の部活動の最終活動時間の設定や会議・打合せの見直しなどを進めてまいります。3点目は人員の有効活用でございます。部活動拠点校方式の拡充や、働き方改革に特化した加配教員の配置、また各支援人材の引き続きの配置などを進めてまいります。

以上でございます。

#### ○高須教育長

教職員の働き方改革について報告がありましたが、今、教職員はかなり志願者が減ってきている事実があります。少なくとも寝屋川では45時間以上の時間外勤務をゼロにしていこうということを考えています。これについて、何か御意見・ご質問はございませんか。

はい、有山委員。

#### ○有山委員

時間外勤務については、これまでも取り組んできて、寝屋川市は全国よりも低いレベルだということは伺っておりますが、子どもが登校してくる時間と教員が出勤する時間というのが制度上、差があります。そのあたりは何か寝屋川市として工夫されている点はありますか。

#### ○高須教育長

はい、坂本課長。

#### ○坂本学務課長

御意見いただいた内容については、学校の教職員の働き方改革を進める中での一つの課題として認識しておりまして、この方策としまして現在の制度では、学校長による勤務時間の割り振りを行うことが可能となっております。例えば、朝の登校指導につきましても、割り振り変更で勤務時間を前倒しするなどにより、勤務時間の適正化を図ることができると考えております。

以上でございます。

#### ○有山委員

ありがとうございます。やはり保護者に協力を求めて、登校時間を遅らせるということも一つの方法だと思いますが、仕事の形態によって、朝早くお家を出ないといけないという保護者も多く、そこが学校としては対応したくても難しいところがありました。そういうふうに教育委員会できちっと示していただけたら、学校が保護者に協力を得ながら進めていく大きな一つの施策になると思っております。

#### ○高須教育長

はい、ありがとうございます。様々な方法をまた検討しながら、進めていきたいと  
思います。45時間以上の時間外勤務をゼロにするという、第一段階の目標があるので、  
それに沿ってやっていきたいと思ひますし、担当課も是非いい案を出してください。

ほかに、御意見はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会3月定例会を終了させてい  
ただきます。